

# 代表質問から

※ここに掲げている質問は、代表質問の一部を抜粋したもので、6月定例会時点での内容です。



自民党県議員  
吉田 浩一  
(福津市)

**Q** 新型コロナウイルスの感染拡大防止は、オミクロン株の特性を踏まえメリハリを利かせた対策が必要だ。防止等の重点をどこに置くのか。

**A** 福岡コロナ警報を解除した後も、三密の回避など基本的感染防止対策は重要だ。第6波において亡くなられたのは、ほとんどが高齢者であり、今後は高齢者の命を守る対策に重点を置く。市町村と連携して4回目的ワクチン接種を着実に進め、陽性者が発生した高齢者施設に感染拡大防止のため医師・看護師を派遣する体制を強化する。高齢者施設の職員を対象にした週1回のPCR検査も当面継続する。

**Q** ロシアのウクライナ侵略による原油価格・物価高騰が本県経済や生活に及ぼす影響と対策を問うとともに、肥料などの生産資材高騰で厳しい状況にある農業経営の継続について問う。

**A** 総務省の家計調査等では、九州の2人以上世帯では令和元年から年3万6千円程度の負担増となっており、生活困窮者の負担感が増している。企業・消費者物価の上昇が続けば、企業活動や民間

消費を下押しするなどの影響が懸念される。対策として給食費の負担軽減や生活福祉資金特例貸付の申請期間延長などを実施する。また、中小企業に對しての支援も含め、未来を切り拓くための投資を積極的に進める。農業においても、肥料価格が昨年11月に比べ5割程度高騰し、農業経営は厳しい状況にある。このため、前年度からの価格上昇分の2分の1を助成する。また、全国に先駆けた取り組みとして小麦の代替品として注目されている米粉の利用拡大を支援していく。燃料や家畜飼料は、価格上昇分を補填する国の制度を活用して支援する。さらに、施設園芸では省エネ化を推進する機械の導入、畜産では自給飼料の生産拡大に必要な収穫機の導入など、全国先駆けの米粉利用拡大のような明日につながる取り組みを支援していく。



民主県政県議員  
後藤 香織  
(福岡市早良区)

**Q** 新型コロナウイルス感染症の後遺症に悩む人の相談窓口について、相談件数や主な症状などを問う。また、支援に対する県の考えを問う。

**A** 今年2月の開設から5月末までに2429件の相談があり、うち約40%は息苦しさや咳などの呼吸器症状、約21%が倦怠感などの精神・神経症状、約13%が嗅覚・味覚症状を訴えている。症状に応じて診療可能な医療機関を紹介しており、5月末までの紹介件数は1269件。医療機関では症状に応じた検査・治療をしているが、症状が重い場合などは、より専門的な検査・治療が可能な医療機関につないでもらっている。後遺症に関する最新の知見を県ホームページ等で周知し、24時間体制で相談に応じる。

**Q** コロナ禍で疲弊した鉄道の維持のために、県や沿線自治体、交通事業者が連携し、市町村の区域を越えた取り組みを推進すべきだと考える。知事の考え方を問う。

**A** 平成筑豊鉄道や甘木鉄道など個別の路線で、県、沿線自治体と鉄道事業者などからなる8つの協議体が設置されて

いる。沿線自治体所有地を活用したパークアンドライドや駅を拠点に沿線地域を周遊するためのガイドブック作成など、沿線関係者が協力した積極的な取り組みが行われている。共通1日乗車券の販売や周遊イベントの開催など、路線を超えた広域的な取り組みも進んでいる。行政機関や県議会、交通事業者などによる県交通対策協議会での検討を踏まえ、県総合計画の部門計画である交通ビジョンを新たに策定した。このビジョンの下、利便性向上や利用促進の取り組みを進める。

**Q** 大雨災害時等に、支援が必要になる高齢者などの「災害時要援者」に対する市町村の個別避難計画の作成状況を問う。作成が完了していない市町村をどう支援するのか。

**A** 今年4月現在29市町村で作成が完了した一方、22市町村の作成率が50%に満たない。避難支援者を十分に確保できないことが課題だ。県は今年度から①自主防災組織等の避難支援関係者間で連携を図るための協議会の設置②避難支援関係者の中から具体的な避難支援者の候補者を洗い出すといった取り組みを市町村職員と行い、確保を支援していく。また、要支援者ごとに避難方法を話し合うケース会議に専門家を派遣するなどして、実効性ある計画になるように支援する。

いる。沿線自治体所有地を活用したパークアンドライドや駅を拠点に沿線地域を周遊するためのガイドブック作成など、沿線関係者が協力した積極的な取り組みが行われている。共通1日乗車券の販売や周遊イベントの開催など、路線を超えた広域的な取り組みも進んでいる。行政機関や県議会、交通事業者などによる県交通対策協議会での検討を踏まえ、県総合計画の部門計画である交通ビジョンを新たに策定した。このビジョンの下、利便性向上や利用促進の取り組みを進める。



緑友会  
江口 善明  
(久留米市)

**Q** 新型コロナウイルス感染症対策に関し、屋外でのマスク着用を緩和する考え方を国が示した。熱中症の危険性が高まる夏に、着用の見直しを県は啓発すべきだ。広報等について問う。

**A** マスク着用は基本的感染防止対策として引き続き重要である。その上で、熱中症防止のためにも「どのような場面でも外してよいのか」など国が示した考え方を分かりやすく示し、県民に呼び掛けている。県職員に対しては同様に、今回示されたマスク着用の考え方に基き、日々の業務や通勤など、場面や状況に応じて着脱ができることを分かりやすく示した。着用が不要な場面でも、人の目を気にしてマスクを外すことを県民が躊躇しなく、額を骨折して意識を失い、おぼれたとみられている。堤防上に柵がなかった。この事故を受けた県の対応を問う。

**Q** 農業の生産資材の価格が高騰している。特に肥料は、価格が上がっても使用量を減らすことは難しい。農業者の経営を守るため、生産継続を図るための取り組みを問う。

**A** 本県では相次ぐ豪雨

災害やコロナ禍の中で、生産コストの多くを占める肥料の価格が昨年11月時点と比べて5割程度高騰するなど、農業経営はさらに厳しさを増している。支援策として、肥料の前年度からの価格上昇分の2分の1を助成し、燃油や家畜飼料についても価格上昇分を補填する。さらに施設園芸では省エネ化を推進する機械などの導入、畜産では自給飼料の生産拡大に必要な収穫機の導入、水田農業では輸入小麦に代わる米粉の利用拡大を図るための新商品開発や販売拡大を支援する。こうした取り組みを確実に実施し、農業経営が安定し、生産継続が図られるよう生産者に寄りそっていく。

**Q** 県管理河川である久留米市の高良川で、小学4年生の女の子が死亡した。自転車に乗ったまま落ち、額を骨折して意識を失い、おぼれたとみられている。堤防上に柵がなかった。この事故を受けた県の対応を問う。

**A** 今回の事故が起こった堤防道路は、地域の生活道路として、県が道路管理者である久留米市に占有を許可している場所である。事故を受け、久留米市から車両や歩行者の転落防止対策として、ガードレールの設置について許可申請書が提出されたため、早急に申請内容を審査し、許可した。

災害やコロナ禍の中で、生産コストの多くを占める肥料の価格が昨年11月時点と比べて5割程度高騰するなど、農業経営はさらに厳しさを増している。支援策として、肥料の前年度からの価格上昇分の2分の1を助成し、燃油や家畜飼料についても価格上昇分を補填する。さらに施設園芸では省エネ化を推進する機械などの導入、畜産では自給飼料の生産拡大に必要な収穫機の導入、水田農業では輸入小麦に代わる米粉の利用拡大を図るための新商品開発や販売拡大を支援する。こうした取り組みを確実に実施し、農業経営が安定し、生産継続が図られるよう生産者に寄りそっていく。



公明党  
高橋 雅成  
(福岡市博多区)

**Q** 性暴力対策会議では被害者への支援の在り方や根絶への取り組みなどを検討しているが、産婦人科医は参加しているのか。電話相談の後で直接支援を希望する人を増やす意味でも、この会議に産婦人科医が参加すべきだと考えるが、知事の見解を問う。

**A** 幅広い医学的観点からの意見を反映させるため、県医師会から推薦された医師に委員をしていただいております。現在は精神科医に就任いただいている。令和2年度に電話相談をした208人のうち、面談や医療機関への受診といった直接支援につながったケースは50人。強制性交等の被害者が受ける身体的、精神的影響は大変深刻で長期に及ぶことから、より適切なケアのために直接支援が望ましいケースもある。このため、直接支援で協力してもらっている産婦人科医や精神科医らの意見を聞きながら、直接支援につながる、より良い方策を「性暴力被害者支援センター・ふくおか」と協議していく。

**Q** ヤングケアラーを支援するためにはさまざまな関係機関の連携が求められる。県の対応を問う。

**A** 県は今年度、生活指導担当教員やスクールソーシャルワーカー、市町村の福祉・介護担当職員、若者就職支援センター職員などを対象に、ヤングケアラーへの理解を深めるための研修を実施する。ヤングケアラーについて各地域の要保護児童対策地域協議会で情報共有し、福祉・介護などの適切な支援機関につなぐ体制をつくる必要がある。この体制づくりを県要保護児童対策地域協議会で協議していく。ヤングケアラーの中には就労や介護に課題を抱える人もいることから、福岡労働局や県介護支援専門員協会などの関係機関を同協議会のメンバーに加え、連携強化を図る。

**Q** 同性カップルが公営住宅に入居後も安心して暮らすための取り組みを問う。

**A** 今年3月発行の「県営住宅だより」で、県パトナーシップ宣誓制度の導入に伴い、性的少数者のカップルの県営住宅への入居を可能とした旨を掲載し、県営住宅に住む全世帯に配付した。今後も「県営住宅だより」や団地の掲示板に、性の多様性に対する正しい理解と認識を深めるための情報や、性的少数者をはじめとした人権問題が生じた場合の相談窓口を掲載する。また、県営住宅を管理する県住宅供給公社職員などへの研修も行う。

性暴力被害者支援センター・ふくおか」と協議していく。